

議会改革検討委員会 会議要録

開会 15時30分

1 開催日時 平成27年7月16日（木）

閉会 16時10分

2 開催場所 滋賀県議会 第一委員会室

3 出席した委員
川 島 隆 二 委員長
成 田 政 隆 副委員長
有 村 國 俊 委員
目 片 信 悟 委員
村 島 茂 男 委員
山 本 正 委員
塚 本 茂 樹 委員
杉 本 敏 隆 委員
木 沢 成 人 委員
中 村 才次郎 委員

4 事務局職員 日爪事務局長、丸尾次長
総務課 林参事、青木課長補佐、石田副主任、今井主任主事
議事課 太田課長、吉田課長補佐
政策調査課 江村課長、伊藤参事、高木主幹

5 議 題

- 1 政務活動費の見直しについて
 - (1) 滋賀県の政務活動費の状況について
 - (2) 政務活動費制度の全国状況について
- 2 議会業務継続計画の検討について
 - (1) 業務継続計画の概要について
 - (2) 各都道府県議会における災害発生時の対応について
 - (3) 東日本大震災発生後の岩手県議会の対応について
 - (4) 県内において甚大な被害が想定される地震について

6 配付した資料 別添のとおり

7 議事の経過概要 別紙のとおり

議事の経過概要

1 開会宣告 15 時 30 分

◎川島隆二委員長 ただ今から議会改革検討委員会を開会いたします。本日は、政務活動費の見直しについてと、議会業務継続計画の検討についての二つを議題とさせていただきます。まず事務局から制度や他府県の状況等の聴取を行い、その後に委員間で意見交換を行いたいと考えております。

2 政務活動費の見直しについて

◎川島隆二委員長 それでは、議題 1 の政務活動費の見直しについて、次第に記載されております内容につきまして事務局から説明させていただきますが、手短にお願いします。

○事務局 それでは簡潔に御説明させていただきます。資料 1－1 を御覧いただきたいと思います。資料 1－1 につきましては、滋賀県政務活動費の交付に関する条例および滋賀県政務活動費の交付に関する規定でございます。条例の第 1 条に記載されておりますとおり、政務活動費制度につきましては、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、条例を定め施行されております。

次に、資料 1－2 を御覧願います。本県の政務活動費制度についてまとめております。1 の(1)にありますとおり、当初は政務調査費という名称で、平成 13 年度に創設されました。その後、平成 24 年度に地方自治法の改正がございまして、名称が政務調査費から政務活動費に変更されたことなどから、本県におきましても条例等の改正を行っております。続きまして(2)の交付対象および交付金額から(5)の収支報告書および証拠書類の公開につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。次に、これまでの制度改正の時期および内容について説明させていただきます。2 に記載されておりますとおり、制度開始時の平成 13 年度においては、交付金額が会派、議員ともに月額 15 万円となっており、また、支出証拠書類の提出義務がございませんでした。その後、平成 18 年度および平成 21 年度に、それぞれ交付金額の配分、領収書等の支出証拠書類の添付に関する改正が行われております。また、表の一番下の平成 24 年度の改正につきましては、先ほど説明いたしましたとおりでございます。

次に、全国の状況について説明させていただきます。資料 1－3 を御覧いただきたいと思います。政務活動費の交付金額や収支報告に関する事項などについてまとめました資料でございまして、本県が該当する部分につきまして、黒く網掛けをしております。まず、1 の金額につきましては、議員おひとり当たりの月額の交付金額で分類しております。60 万円以上から 30 万円未満まで金額に開きがありますが、当県と同額の月額 30 万円としている議会が最も多くなっております。また、2 の交付対象、3 の交付形態につきましても、本県と同様の取扱いとしている都道府県が最も多い状況でございます。1 枚おめくりください。2 ページ目は、収支報告に関する取扱などについて、全国の状況をまとめております。4 の収支報告書についてですが、まず、①の公開の時期につきましては、6 月中に公開している議会が半数以上となっております。②は、公開の方法でございますが、本県を含む 44 議会でご覧により公開しております。そのうち 18 議会ではホームページでの公開を行っているとのことで

ございます。③から⑤までは、収支報告を行う際に、領収書以外に添付が必要な書類等に関してまとめております。③の視察等に関する報告書につきましては、県外または海外に、調査や視察に行かれた際に、1件ごとに個別の報告様式を作成し提出いただいているかどうかについてということでございます。④の契約書、委託成果物等につきましては、事務所を借りられた場合の契約書や、調査を外部に委託された場合の成果物の提出に関する取扱いで、⑤の書籍名の記載につきましては、購入された書籍の名称をすべて報告書に記載するかどうかについての状況でございます。本県では、書籍名の記載につきましては、1回の支払いで、複数の書籍を購入した場合は、代表的な書籍名を記載する取扱いとなっております。続きまして、5は支払証明書に関する取扱いでございます。御覧のように、46の議会で支払証明書の使用が可能となっております。そのうち、②の自家用車を利用された場合のガソリン代につきまして、本県では、職員の旅費規程に合わせ、1kmあたり20円をかける取扱いとしております。最後に、3ページ目を御覧いただきたいと思います。6につきましては、主に、事務所の賃借料や光熱水費、事務用品を購入される場合などの按分に関する状況でございます。政務活動以外の活動が混在する場合の、政務活動費での計上につきましては、全都道府県の議会で認められている状況でございます。また、按分の上限につきましては、34の議会で上限を設けられており、使用実態に応じた合理的な区分ができない場合には、按分率を上限に経費の充当を認めるとされている議会が多い状況でございます。本県におきましては、使用実態に応じて按分を行っていただくよう、政務活動費のしおりに記載をして運用しているところでございます。

以上で、政務活動費の説明を終了いたします。

◎川島隆二委員長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、皆さんから質問、それから確認事項がありましたらお願いいたします。

◎有村国俊委員 交付金額で、滋賀県は30万円から40万円の29の都道府県に入っているということですが、それぞれの都道府県のもう少し詳しい資料が出てくるかどうか、どうでしょうか。

○事務局 たちまち手元にはございませんが、作成してお配りさせていただきます。

◎川島隆二委員長 この議題はみなさんの中で色々あると思いますが、報道を見ていると収支報告をどういうふうに充実していくのか、それから経費の按分であるとか使途であるとかそのあたりが論点かなと思っていますので、皆さんからも論点についてしゃべっていただければ。

◎成田政隆副委員長 基本的には透明性の部分かなと思いますので、そういった観点から会派の方で検討をさせていただきたいと思いますが、視察に係る報告書であるとか委託成果物等というのが具体的に他府県でどういったものを提出しているのか分かれば参考にしたいと思いますので資料をいただきたいのと、按分率の上限の設定について上限がある場合にはどういう形で設定されているのかというところの資料をいただいて会派の方で検討を進めさ

せていただきたいと思います。

◎**杉本敏隆委員** 議長からの諮問を受けて政務活動費の見直しということですが、どこを見直すのかテーマを絞って議論していただきたいと思いますけれども。

◎**川島隆二委員長** そのテーマを絞るのに皆さんから意見をもらって、僕のほうで決め打ちするのではなく、それぞれの会派でも色々あると思いますので、皆さんから今の意見でもいいですし、会派で意見をまとめていただいて次の時に意見を出してもらってもいいですけども、そういった形で進めたいと思います。

今言った部分とかは見直しの論点になるのかなという思いはありますが、他にもあるかと思しますので意見を頂戴できればと思います。

◎**有村國俊委員** 政務活動費そのものの透明性はもちろん大切なことですけれども、資料には、これまでの制度改正について平成 13 年度以降のことが書かれていますが、交付金額そのものは 30 万円というのが現状ですけども、そこが妥当かどうかといったところも入るのか、それとも透明性だけやっていこうということにするのか、その点が気になりましたので、さっき質問をしたのですが、その辺はどういうふうに進めるべきなのか。

◎**川島隆二委員長** 会派に所属している人は 30 万円で、会派に所属していない無所属の人は 20 万円という形でずっと平成 21 年度からやってきているが。

◎**有村國俊委員** それ自体も会派に持ち帰って考えるのか、ここで決してしまうのかその辺は。

◎**川島隆二委員長** 多くするのか、少なくするのも含めてそれはそれぞれの会派で。

◎**有村國俊委員** 定数も減ったことですし。

◎**木沢成人委員** 事務局に確認したいのですが、昨年からの問題が議論になっていますが、県民の皆さんからの政務活動費に関する問合せはどういったことが一番多いですか。

○**事務局** 新聞に載ったことを見られて事務局にお電話いただくことがありました。資料 1－3 にも書かれていますが、視察に係る報告が無いというようなことが新聞で大きく報道されたことがありました。どのように使われているのか分かりにくいということで、何回か電話をいただいております。

◎**木沢成人委員** 昨年度の兵庫県でのことが発端になったのかと思いますが、そういうところで言うと、資料 1－3 の 4 収支報告書の②③あたりが透明性の一番の論点かなと思います。会派でしゃべっていてもそういう話になりましたので。

◎川島隆二委員長 公明党さんはどうですか。

◎中村才次郎委員 会派において会派と個人の配分を決めるということも知らなかった
ので。

◎川島隆二委員長 初めて政務活動費を扱うとなかなか馴染みがないので難しいと思
います。

◎目片信悟委員 資料の1－3で、黒い網掛けのところが滋賀県議会の扱いということ
ですが、「あり」「なし」となっている内の「なし」となっているところが論点になるという
ところもある。

◎川島隆二委員長 滋賀県の網掛けが少数派になっているところが、例えば、按分率の
上限設定がないとか、書籍の名前とか、このあたりを多数派に合わせるのか。

◎山本 正委員 滋賀県議会が義務なしとなっているところを中心にまず調査をして、そ
れをどうするかというところにまず主眼を置くべきではないかと思います。

◎中村才次郎委員 購入書籍名の記載につきましても、記載なしになっていますが、事務
局から全部聞いてくれまして、これやったら結構ですとか、チェックしてくれていると思
いました。

◎川島隆二委員長 基本的に議会事務局が非常に厳しいチェックをされますので、事前
にはねられるものが多くて、そういう意味では兵庫のような大きな話はなかったと思
います。

◎中村才次郎委員 そこまでチェックしてくれるのであれば、記載有りでもいいのでは
ないかと思ひまして。

◎川島隆二委員長 このあたりをポイントにしながら、それぞれの会派で意見をまとめて
もらってもいいですし、例えば按分率のところでも上限を作るのか作らないのか、作るの
であればどれぐらいか、それぞれの会派に持ち帰って色々議論をしていただければと思
いますのでお願いをいたします。それではこの件につきましてはこれで終わりにしたいと思
います。次回の委員会でそれぞれの会派から意見を出していただいて、進めていきたいと思
います。検討項目についてまとめたものを次の回までにお渡ししますので、よろしくお願
いいたします。

3 議会業務継続計画の検討について

◎川島隆二委員長 それでは、議題2の議会業務継続計画の検討についてですが、これは、
今回はじめての検討となりますので、次第に記載していますとおり、まず、業務継続計画
の概要について、次に各都道府県議会における災害発生時の対応について、さらに、実際の例

として、東日本大震災発生後の岩手県議会の対応について、最後に、本県において甚大な被害が予想される地震について、の４点について事務局から一括して説明させ、その後で委員各位の御意見をお伺いしたいと思います。

○事務局 それでは、業務継続計画につきまして簡潔に説明させていただきます。まず、資料２－１業務継続計画の概要についてお話をさせていただきます。この資料は、内閣府が作成いたしました「中央省庁業務継続ガイドライン」から一部抜粋したもので、首都直下型地震の発生を想定いたしまして、各省庁における業務継続計画の策定作業を支援するために作成されたものでございます。業務継続計画とは何か、ということにつきましては、資料の一番上のボツに記載されていますとおり、被災により業務の遂行能力が低下した状況で、非常時優先業務を継続、再開、あるいは開始するための計画とされております。例えば議会におきましては、大規模な災害が発生した際に、議案の審議や議決を行うために、議員や職員の行動のあり方について定めておくことや、復旧、復興の段階におきまして、地域住民のニーズを的確に反映させるための体制整備など、二元代表制の一翼を担う議会の基本的な機能を果たしていくための計画であると考えております。左下の図は、業務継続計画を定めることによる効果を図示したものでございまして、発災後から業務レベルの回復に至るまでに要する時間について、計画の策定前は赤色の線のとおりですが、計画の策定により、緑色の線まで、業務立ち上げまでの時間の短縮や、発災直後の業務レベルの向上を図ることが可能となることを示しております。なお、資料にはございませんが、本県の執行部においては、平成24年度に、震災を想定した業務継続計画が定められております。

次に、次第２の（２）の各都道府県議会における災害時の対応について、説明させていただきます。資料２－２を御覧願います。都道府県議会では、業務継続計画という名称で、災害時の議会の対応を定めている議会はありますが、表に記載のとおり、申し合わせとして災害時の対応について定められている議会や、執行部の対応に合わせて議会の災害対策連絡本部を設置することを要綱等で決定されている議会がございました。

続きまして、資料２－３を御覧願います。この資料は、全国都道府県議会議長会が主催しました議会事務局職員向けの研修会におきます発表資料から抜粋した資料でございます。まず、地震発生時の岩手県議会の状況でございますが、１ページ目に記載されていますとおり、２月定例会の予算特別委員会の審議が行われており、その最中に地震が発生したということでございます。１枚おめくりいただきまして、３ページ目を御覧願います。資料には、左側に今回の災害における状況が記載されていますが、定例会の期間中でございましたので、議員が登庁されているときに地震が発生したことから、安否の確認を行う必要のなかったことなどが記載されております。また、右側には状況が悪い場合の想定が記載されています。次に４ページ目を御覧ください。地震の発生による議会の日程変更に関する資料がまとめられております。続きまして、５ページから８ページにかけましては、地震発生後から、概ね半年間の議会の活動に関しまして時系列にまとめられた資料でございます。このうち、５ページ目を御覧いただきますと、３月18日のところに、「平成23年東北地方太平洋沖地震災害岩手県議会議員連絡本部」の設置とありますが、全議員が本部員となる組織を立ち上げられたということでございます。資料の10ページに、連絡本部の概要を、11ページに連絡本部と執行部との関係を記載した資料がございました。この連絡本部について申し上げますと、各議

員が県民から収集された情報を議員全員で共有されるとともに、県災害対策本部から提供された情報を毎日全議員に提供すること、また、議員からの情報を一本化して災害対策本部に情報提供するという役割を果たすもので、議会と執行部の情報のやり取りを一本化することにより、円滑な情報のやり取りを実現することができたということでございます。岩手県議会では、業務継続計画がない状況で震災が発生しましたが、連絡本部の体制や役割などにつきましては、今後の御検討していただくにあたりまして、参考となるものと考えております。

最後に、資料２－４を御覧ください。これは、県内におきまして甚大な被害が想定される地震につきましてまとめた資料でございます。防災危機管理局が作成しました「滋賀県地震被害想定」から抜粋したもので、上段には活断層による地震について記載しておりますが、いずれも最大震度７の揺れが発生する恐れがあるということでございます。また、下段には、南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度の予想を記載しておりまして、県内の多くの市町で最大震度６強の揺れが発生する恐れがあるとされています。それぞれの地震を合わせますと、１９市町すべての市町名が挙がっている状況でございます。

以上で、業務継続計画に関する説明を終了いたします。

◎川島隆二委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、国の業務継続計画は地震の発生を想定したものでありまして、本県執行部においても地震発生を想定した業務継続計画を策定済みでございます。今回の検討にあたっては、県内の広範囲に甚大な被害が及び、なおかつ事前の予測が困難な地震の発生を想定した計画を検討するのが、適当ではないかと思いますがよろしいでしょうか。地震に限ってということですが。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして質問や確認等ございましたらお願いいたします。

◎杉本敏隆委員 地震に限ってとおっしゃったのですが、地震と複合して原発の事故とかも懸念されるのですが。

◎川島隆二委員長 原発の想定はなかなか難しいのですが、業務継続計画は、発災して議員が招集できないとかそういった部分に関してなので、原発は確かに事故が起きたら大変ですけれども、電車が止まるということもないし、車が動かないということもないので、議員は動けるといえば動ける。

◎杉本敏隆委員 原発と地震が複合的に起こった場合は。

◎川島隆二委員長 それをやりだすものすごく広範囲になる。

◎目片信悟委員 いずれにしてもまず、発生すれば当然その被害が出てくるわけで、それに対してどう対応するのかということが、動き方も含めてどういうふうにするのかということが明確にならなければ、例えばその上に原子力発電所の事故なり、他の事案なりが重なってくるわけで、その上に想定していかないと、まず基本的にはどうするのかということが明確にならないことには、一遍に同時に起きることもありうる話ですけれども、その時に我々は避難するのであれば避難しなければならないわけで、ただ、避難をしなければならないと

ころと、しなくてもいいところで変わってくるわけで、その基本のラインをどう動いていくべきなのかきちんと把握をしておかないと。さっき資料を見せてもらって、たまたま岩手県は発災の時に議会は開かれていたが、開かれていない閉会するときであればどうするのかというのをまず動き方として基本的になれば、次の対応というのは行きにくいとは思いますが。

◎川島隆二委員長 基本的にやっぱり一番確率が高いというところであれば、地震が起きるということの災害対応をまず作っていくということが一番確率的には西岸断層帯もあるから、それを受けて、その基本を踏まえながら臨機応変に対応していくということがないと、全部いろんな災害をごっちゃまぜにしていると、それこそものが決められなくなるので、まず地震対応を決めて付随するような災害はそれに対応していくというようなところが、これは一番初めで、出だしなので、このあたりのところかなと思うのですが、どうでしょうか。

◎目片信悟委員 当然、震源によっても変わるわけで。

◎川島隆二委員長 西と東で変わってくる。

◎目片信悟委員 いま委員長がおっしゃる通り特化というところであれば、全てカバーしてあると思いますが、そこも含めていろんなリスクを考えていかないといけない。

◎杉本敏隆委員 基本的な考え方はそれでいいと思うのですが、こういうこともやっぱり考慮に入れておく必要があると思います。

◎成田政隆副委員長 基本的に地震で組立てをして、最後に組立ての中で原発災害が起こったとき、またテロが起こったときはどうするのかということを加えてある程度柔軟に行動できるような指針というものを付け加えたらいいと思います。

◎目片信悟委員 岩手県ではそんなに大きな混乱はなかったのですか。

○事務局 詳しい状況までは聞いておりませんが、相当苦労されたということです。

◎成田政隆副委員長 ちなみに福島県とか宮城県とかはどういった対応を取られたのか。

○事務局 福島県は調べておりませんが、宮城県では本会議場が使用できないということで、外で本会議を開いたということがあったようでございます。

◎川島隆二委員長 静岡県も災害センターとかいろいろ作っていますが、議会についてはどういう対応をされているのか分かりますか。

○事務局 説明は省略させていただきましたが、資料２－２に静岡県議会の災害対策運営

マニュアルを付けております。

◎川島隆二委員長 他に何かございますか。それでは御意見も出尽くしたようですので今回はここまでにしたいと思います。また、この件につきましては皆さんから出た意見を踏まえて次回の委員会では検討項目の案を私から提示させていただきたいと思っております。

4 その他

◎川島隆二委員長 本日の議題は以上ですが他に何かあれば御発言願います。

◎目片信悟委員 前に、ある方から速記はまだいるのかという話がでまして、今すぐどうこうということではないし、これまでの歴史もあります、いろんな状況の変化のなかで、速記を置いているのがごく少数というふうに聞いていますのでどうなのかという御意見がありましたので。私はいるともいないともないのですが。

◎川島隆二委員長 一度そういう話があって、お金の計算をすると値段はほとんど変わらない。

◎成田政隆副委員長 値段の試算はほとんど変わらないので、手間を考えるのであれば速記に委託した方が安くつく。

◎川島隆二委員長 たしかそういう話だった。

○事務局 何回か御議論いただいております、今、東京都議会が利用しているのが音声を変換するシステムでございまして、変換率が正確ではなく 90%ぐらいということで残り10%をするための作業に大変な労力がいるということがあり、費用対効果を考えると無理があるということで、もう一つは、今、委員会でやっているようなテープをそのまま渡すというやり方も検討したのですが、言葉に議会用語等がありますので正確率が下がっていくということがございます。大阪に大きな業者があり、速記を別に雇っているのではなく会議録作成の予算全体の中で一括して速記の契約もしており安価にできますので、正確な音声変換システムができるまでは費用対効果として安くなるので置いている状況です。

◎目片信悟委員 そうするとやってないところは、不正確な議事録が残っているということですか。

○事務局 それにかかる事務局の労力がかなりかかっているということを聞いております。また、関東圏と近畿圏以外のところは、そういう会社がありませんので、やむを得ずやっておられるところもありますが、滋賀県では近くの大阪から来てもらっていますので、そういう意味では便利な県だと思っております。

◎目片信悟委員 私がいるとかいないとか申し上げているのではなく、今のそういった

事がみんなの共通認識として持っているといいのですが、知らない人は、あれは本当にいるのだろうかとか単純な疑問から始まるわけで、費用対効果とか成果物の正確性の問題とかいろんなことが充足されており、そのために必要であるということが認識できれば、あえて止めたほうがいいということにはならないと思いますが、持っている知識が不十分なものでそういう意見が出る。

○事務局 議会事務局の予算を要求する段階におきまして代表者会議で御質問いただきまして、そこでも同じような説明をさせていただいております。また監査において監査委員から指摘いただいております、進歩により音声変換システムの方の効率が上がってくれば、ある段階で切り替えるということも必要であると思います。

◎川島隆二委員長 他はよろしいですか。全体のスケジュールを誰か言われるかと思っていたのですが、今年中にまとめたいと思っていますので、基本的に定例会議期間の初めと終わりを基本にして、その間に予備日が必要であれば入れようと思いますのでよろしくお願いします。

(日程協議)

次回 平成 27 年 9 月 15 日 本会議終了後

5 閉会宣告 16時10分

県政記者傍聴：毎日

一般傍聴：なし